

自 平成八年十月二十九日 火曜日
至 平成九年一月二十六日 日曜日

第十三回企画展

阿波商人 鹿島屋

小松島・井上家文書より

徳島県立文書館

〒七七〇 徳島市八万町向寺山 TEL 〇八八六一六八一三七〇〇

休館日 毎週月曜日・毎月第三木曜日
年末年始（十二月二十八日～一月四日）

井上家家法に見る商業理念

井上家の文書の多くは安政元年・二年と続いた地震にともなう火事ではほとんどが失われてしまっている。これは、系図などの資料にも痛恨のことであると記載されている。このことよって古い井上家の商業については、後の伝聞的な記録でしかわからない。

はつきりと井上家の家法についてわかる資料は、五代甚右衛門昌明が死の五ヶ月前、天保九年五月に完成させた「家格諸事取締条目」である。この資料の冒頭によれば、失われてしまったと思われるが中興の祖とされる四代昌章から「家風御条目三巻」を授けられたとあり、この教訓を基礎に今後も家を守っていくため子孫が守るべき決まりを書き上げたものとなっている。条目は、上十二項目・中二十八項目・下十四項目で計五十四項目を三つに分けている。

井上氏家法抄書写

戊辰 天保九年

家格諸事取締條目

戊辰 閏四月吉日

井上家家風並家法抄書(井上氏家法抄書写) 弘化三年

上は、家全体として守るべき項目を上げている。第一条の法令の遵守をはじめとして家業専一・博打の禁止・奢侈の禁止・先祖供養・主人・支配人等による合議制での運営などの項目が並んでいる。注目すべき項目は第七項で、「当家の義は御先祖より出店において諸商売を行い利益を上げてきたので、国元(阿波)においては田地に関する事以外の商売は一切禁止する。」としている。井上家の商業活動の中心は先祖から阿波ではなく、沼津(静岡)を中心とした国外であり、今後土地関係以外の商売を堅く戒めている。国外で商売をし、資金を阿波の本家に集め、しかし本家では質素儉約を強く守り、さらに親類を含めた合議制で家を運営していた。実体的なある会社を同族経営の持ち株会社が支配するという形を持っていた戦前の財閥の先駆的な形態であると言えるのではないだろうか。中は、店に関する細かな決まり事を上げて

いる。大勘定帳・金銭出入帳などの帳簿の締め切りや、年貢(税金)の上納法、錠前の管理、掃除、頼母子講、奉公人の数、出張、給金の前貸し、小遣い等について決めている。この中には、年に一度九州売場を支配人が出張することや、奉公人は支配人以下六名とし家内手伝い人を雇わないことや、藍玉の仕入れには必ず主人が出向くことなどが書かれている。

下は、儉約事項について事細かに書かれている。日常の食料・来客時・医師にたいする礼金・困窮人に対する援助などについて記されている。「家格諸事取締条目」は、四代の家の理念を受けた形で作成された取り決めなので、細かな決まり事が目立つ。しかし、阿波国内での諸商売を禁じたり、九州売の記述があるなど興味深い。

これに対し弘化三年に七代甚右衛門恭明が作り上げた「井上氏家風並家法抄書」は、五代の遺命によってさらに練り直された家法である。この家法は、お盆の法要である毎年八月十八日の祭礼日に分家・別家・奉公人を含めて検討するよう記されている。

内容は、前書き、家風之事十五条、国店惣大勘定之仕法、家族中小遣配分之事、家族積金之仕法・分家配分之事という項目に分かれている。

殺生の禁止・信心陰徳の励行・先祖の崇拜・親孝行・質素儉約・上下和睦・学問の励行・本家の存続などについて封建的な内容ではあるが理解しやすいように具体的に記してある。そのなかから興味深いものをあげてみると、「学問は、身を修め国家を治めるものだから心がける事。しかし今時の学者の多くは物知りと言うほどのものであり、却って上を蔑み人をあなどり家業をおろそかにする。」とあり、学問の重要性を述べながらも商家の

倫理観で捉えていることがわかる。

また「国恩忘るべからずといえども、これにへつらいて、諸役人と交を結ぶべからず、身居格式も分限あるゆえに、足ることをしるべし、又士農工商は各家業は格別ゆえ、分けて武家の風儀をまねて商家の風儀を捨ててべからず、大坂の長者は、皆諸大名より相應の格式を与えられているが、町人の風儀は捨てていない。これを家運長久の根本とするべき」とあり諸役人との深い交際を禁じたり、役人である武士風儀に流されずに、大坂の豪商を手本において家の商道徳を確立しようとしていたことがわかりおもしろい。

国店惣勘定之仕法は、年間の正味の益金を一万両としその運用方法を述べたものである。五千両を普請・公用献金・陰徳金・諸入用などの年間の支出とし、五千両を満宝金の名で貯蓄にまわし、二十ヶ年で十万両の利益金を出そうとするものである。この中では分家・別家を勘定に入れたり、五年に一度の不納を見込んだりと細かな計算が成されている。またこの仕法の成功のかきは、華美に流れやすい普請や公用献金の増長にあるとして強く戒めている。おどろくべきことは、家の純益を一万両と見込んでいたことである。沼津の無冠の大名と呼ばれた実体がわかる。

このほか、積み立て金を励行し、現在の老後の一時金としたり、分家別家(のれん分け)をした際の資金にする制度を作り上げている。

これら井上家の家法は、封建的な思想を脱していないながらも、仏教・儒教などをベースに経験的に慣習化された商業者の理念を独自に創り出し、同時に合理的な家内の制度や組織を作り上げていたのである。

展示にあたって

鹿島屋・井上家文書の展示は、「明治の留学」（平成三年）、「辰巳新田の開発」（平成六年）に次いで、今回で三回目になります。一つの資料群を視点を変えて何度もとりあげるとは、資料保存の本質を考える上で大切なことでもあります。

一人の人物にしても、一軒の家庭にしても、一面性だけでなく多様な側面を持っています。一人の人間を例に取りますと、米商人としての主要な経済活動のほか、肥料の販売をすることや、利子を取って金融業を行うこともあります。また経済活動だけでなく、政治活動をするということもあれば、俳句や和歌の結社に参加して詩歌を作ることもあります。

さらに性質にしても、計算高い一面もあれば、情に感じて慈善活動を行うことさえもあります。このように「現実の人間」は多面的な存在であります。それ以上に一家の歴史は複数の人物で構成されているだけに多様で、多彩なものであります。

多面性のある個人や一家の資料を分散しないで、ひとまとめにして保存することは資料保存の大原則であり、その人物や家を知る上で最も有効な保存のあり方です。この意味からも一家の資料を一括して保存してきた井上家代々の人々に敬意を表するものであります。

こうした一括資料が保存されてきたことにより、鹿島屋という阿波の一商家の分析を通して阿波商人の経済活動の一典型を明らかにすることが可能になります。

井上家の資料は、昭和三十年代に県立図書館に寄託され、平成二年に文化の森の設置とともに本館に移管されました。移管以前に管理の不手

際からいくつかの問題を引き起こしました。この問題を解決する課程で、私たち資料管理者は、資料を「人類の財宝」として保存する。つまり所有者とも、利用者とも違った立場、敢えて言えば「資料自身の権利」を代弁する立場があるのでないかと思うようになりました。

一方、昭和四十六年に国立公文書館、三十四年に山口県立文書館が設置され、昭和六十一年には「公文書館法」が交付されるにいたり、全国的にも次々と公文書館・文書館が設立されるようになりました。

昭和三十年代には、図書館の郷土資料室で付属的に扱われていた公文書や古文書が、平成に入ってから専門的に扱われるようになり、一部の大学では「保存科学」という学科も置かれるようになりました。徳島県において資料保存の認識進歩の影響をまともに受けた資料群として井上家資料は記録されるでしょう。

県立図書館からの移管を機会に改めて整理し直した結果、一万一千余点に及ぶ多彩な資料群が、県民の宝としてコンピュータに入力されました。寄託者との最終的な協議のうえ、出来るだけ早い機会に公開する予定にしています。

今回の展示にあたり、種々の便宜を図っていただいた井上家、特にいろいろと御教示をたまわった井上普方・憲彦両氏に対して心からお礼を申し上げます。

平成八年十月二十九日

徳島県立文書館館長 大 和 武 生

拡大と挫折

その後も初代甚右衛門は商圏の拡大をはかるため自ら船に乗って行動を続けた。中国・九州への販路拡大をめざし、九州の豊前小倉（福岡県小倉市）で亡くなるまで井上家の基礎を築き続けたのである。

二代甚右衛門は、弟の武兵衛・宅兵衛とともに初代の商圏を守りつつ発展させていった。甚右衛門は沼津を中心とした商圏を、武兵衛は中国地方を、宅兵衛は九州地方を任され、三人の打込勘定の形で鹿島屋一つの店として大きくなっていった。

三代甚右衛門は、叔父の宅兵衛を後見に商圏を守っていた。享保十四年（一七九二）の時、市右衛門から伊兵衛に継承されていた井上宗家が途絶え、これを受け継ぐことになった。沼津店に住み、まじめに家業に取り組んだので利益も増えていったが、突然沼津店が火事となり重要な諸帳簿を失ったり、持ち船が遭難するなどの不幸が続き家業は衰退した。回復の陣頭指揮にあたったが、失意の内に三代は沼津で亡くなった。

再起

寛延四年（一七五二）衰退の渦中にある井上家を一七才で受け継いだ四代甚右衛門は、母セツとともに藍店を中心に家業を立て直していった。明和年間には家産を衰退前まで回復させ、母とともに伊勢神宮・奈良・京都・大坂などに巡礼旅行に出る余裕が生まれている。

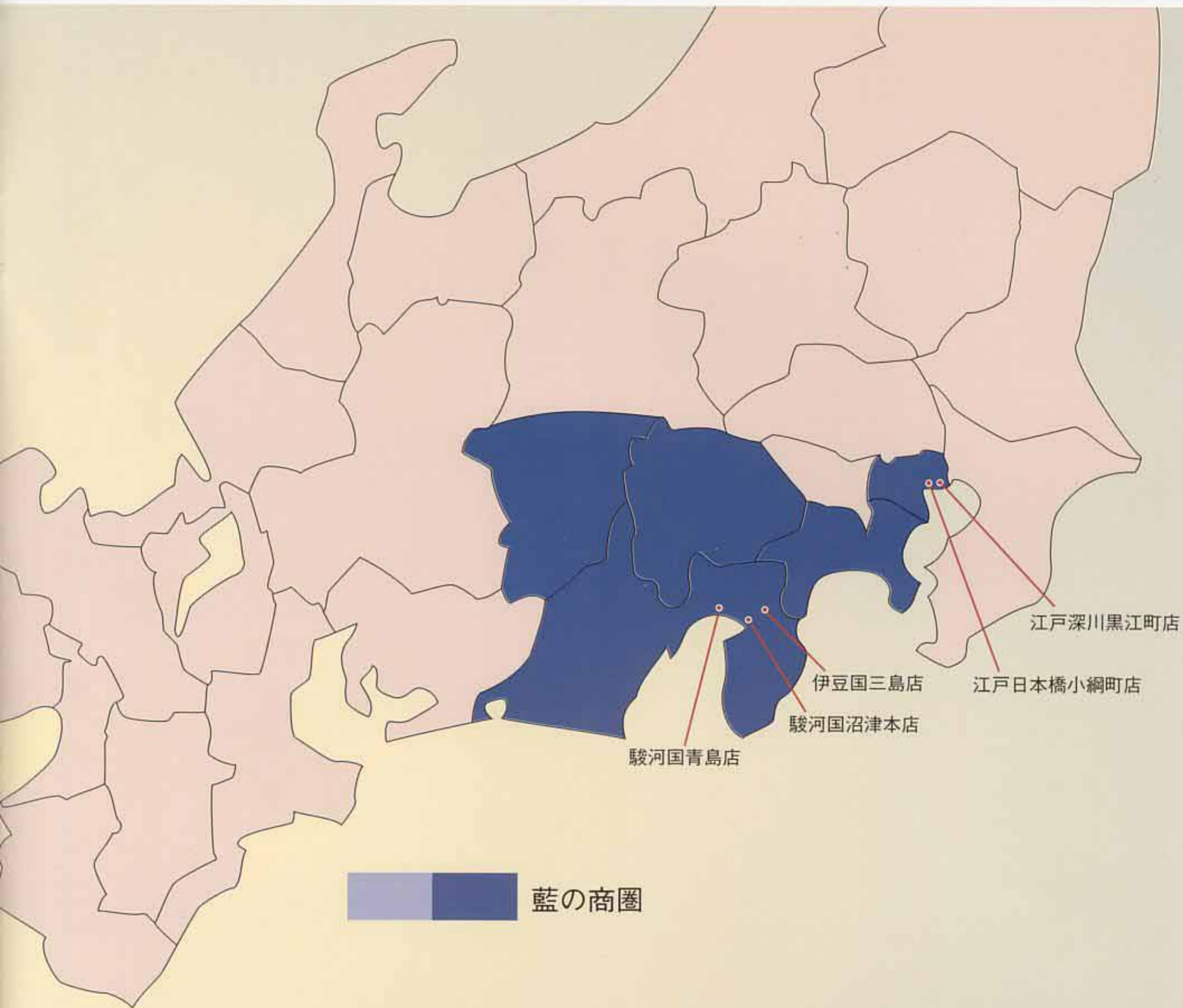
安永期には、沼津の西に青島店・東に三島店そのほか江戸・淡路・高知と商圏を広げ寛政頃までに巨万の富を築いたとされている。その商売は、藍に限らず塩米雑穀・貸金業・質業・油そのほか多彩で、特に大坂堂島での正米注文での成功は、後の江戸での米問屋経営との関係でも重要と思われる。

商業経営には、どうしても時代の波があり浮き沈みがあるが、鹿島屋はその波を何度か乗り切って存続していた。藍をきっかけにしながらも、現在の商社と言えるような多彩な商業活動を行っていた鹿島屋は阿波商人の中でも特異な存在だったのかもしれない。



井上甚右衛門(四代)昌章 絵像

鹿島屋の商業展開



井上家

井上家は、紀伊国(和歌山県)熊野の出である寺沢家の分家である。寺沢家は蜂須賀入国以前より小松島に在住しており、蜂須賀公より寺沢の姓を賜るなど藩政初期の豪商の代表格であった。勝浦川・那賀川下流の番所を任されるなど流通を押さえており、魚屋とともに藩札の発行を任されるなど、重要な藩の御用達商人でもあった。

この寺沢家が寛永十七年に絹布・帯刀・脇差しを一族三十二人とともに許されるが、このとき井上家の元祖である助左衛門とその子の市右衛門・十松(弥三兵衛)・三蔵(作左衛門)が含まれている。すくなくともこの時以来、苗字・絹布・帯刀・脇差しを認められた藩にとって特別な商人の一人だったのである。

井上家元祖の助左衛門は、和泉国(大阪府)堺の出身とされ、寺沢六右衛門の娘と結ばれ寺沢家の一族となった。助左衛門はその家を長子の市右衛門に譲るが、この宗家がどのような活動をしていかはわからない。また助左衛門に同じ和泉国堺から養子に入ったのが初代甚右衛門である。

起業

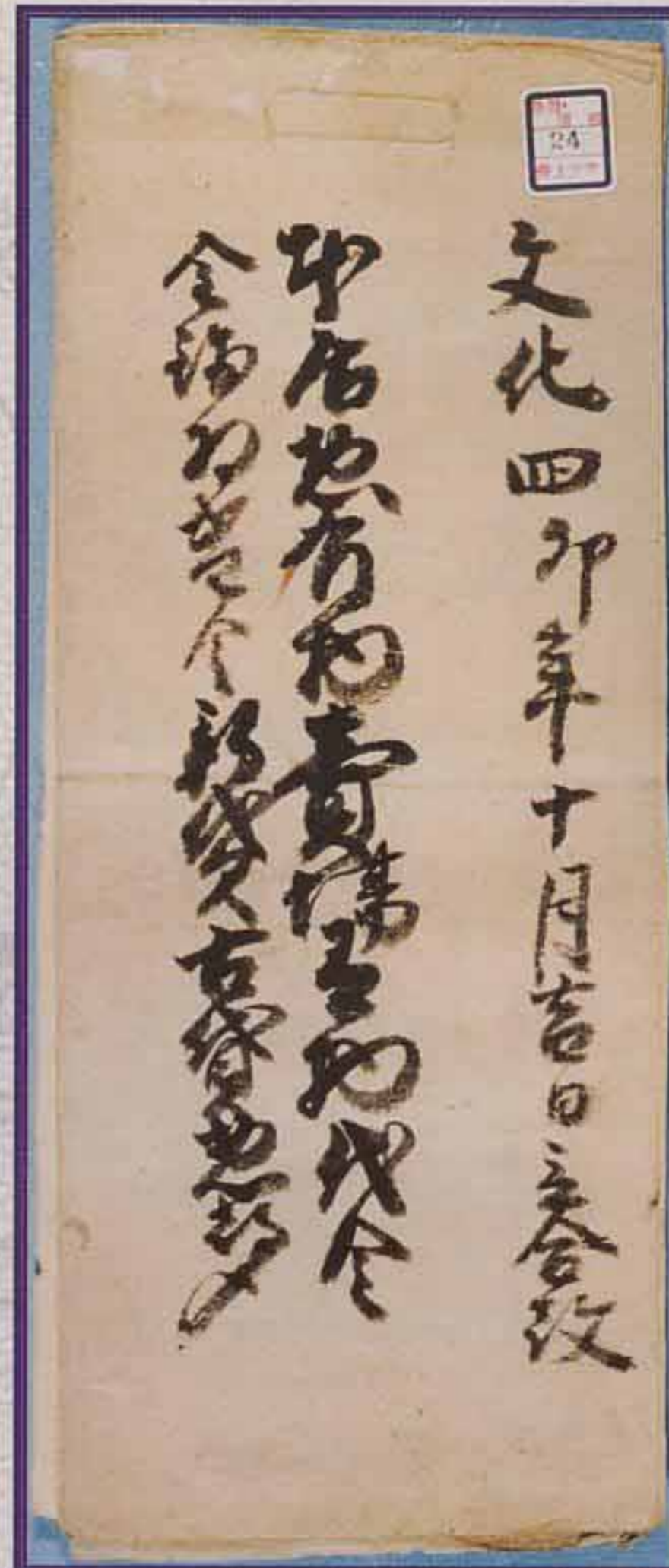
初代甚右衛門は、寛永年間から自ら船に乗り込み廻船業を行っていた。廻船業は成功を治め四、五隻の大船を持つに至ったとされている。

寛文年間には、後に鹿島屋の本店となり明治まで存続する拠点である駿河国沼津に支店を置いた。沼津は伊豆半島の西の付け根に位置し、西日本と東日本を結ぶ廻船の絶好の拠点である。初代甚右衛門は、沼津を拠点に駿河・遠江・伊豆・相模・甲斐・信濃に商圈をひろげて行った。この支店をもうけたことこそ井上家の商業の方向を位置づけた出来事としてよいだろう。

鹿島屋本店

駿河国 沼津宿上土町(現沼津市)

染店
駿河・遠江・伊豆・相模・甲斐・信濃
藍売り
質店
貸金
米穀店



本店惣有物売場有物代金銭為替金新貸古貸惣都々
(沼津鹿島屋本店) 文化4年10月

八代井上左馬之助時代の経営帳簿

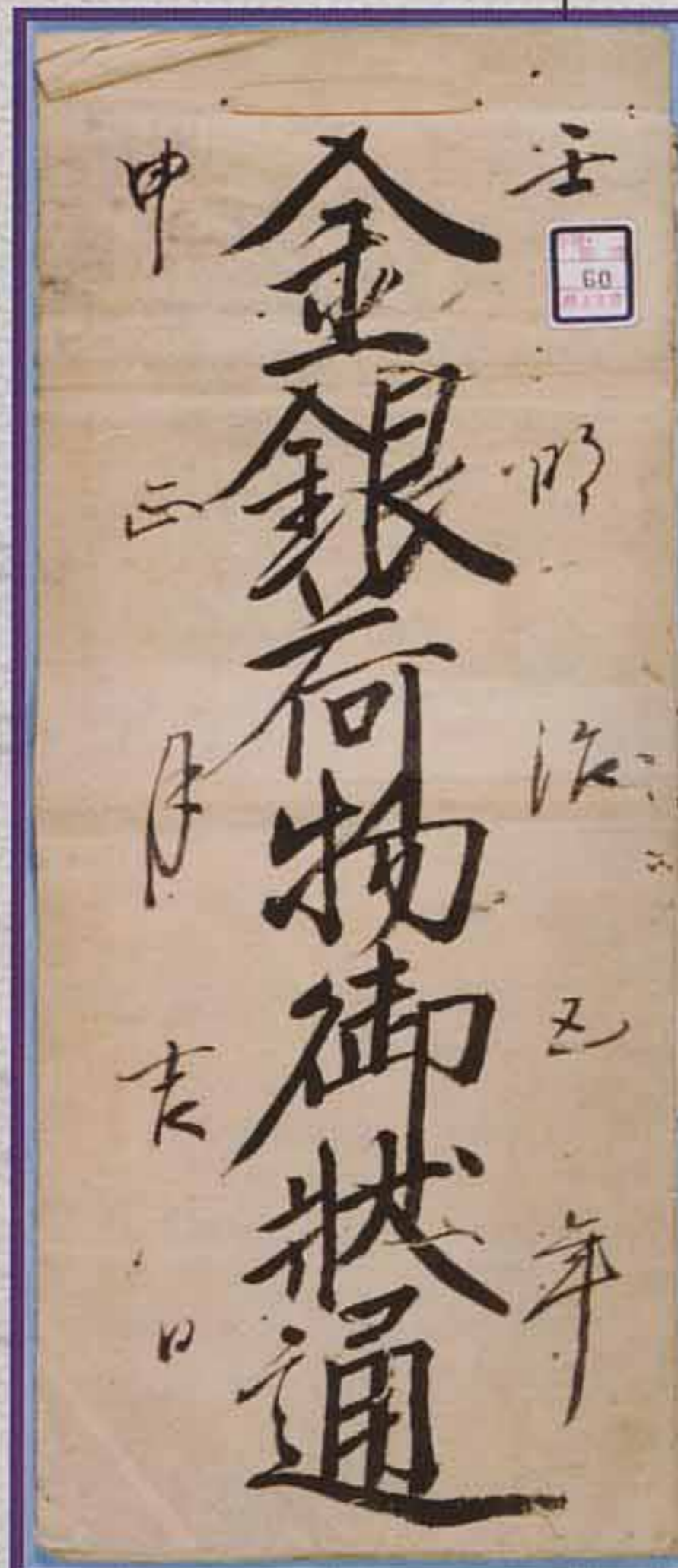
井上家の商業の実体を示す資料である経営帳簿は、安政地震の後安政三年以降のものしか残っていない。それ以前の資料は文化四年(一八〇七)五代当時沼津本店から小松島本家の四代に有り物について報告したもの「本店有物等惣都帳」のみである。有り物とは株・土地・商品在庫・貸し金元金など現在でいえば資本に当たるものである。この帳簿では六千両を越える有り物を報告している。

安政期以降で残っている帳簿は別表のとおりであるが、このほか、奥とよばれる満宝金(貯蓄金)などを扱ったのおおもとの勘定帳のよなものがあつたと思われる。井上家の勘定は、本家への登らせ金以外は別建てで本支店間の貸し借りにも利息がついているほど徹底していたが、為替のやりとりも頻繁におこなわれ現在の商社のようなひとつの有機的な商業組織であつたことがわかる。

三島店

伊豆国 三島一宿(現三島市)

飛脚問屋(陸上運送業)
その他



金銀荷物御状通(三島店) 明治5年正月

青店

駿河国 青島村(現富士市)

質店
貸金
米穀店
その他



青店大勘定帳之写(青島店) 明治元年辰9月

鹿島屋井上家

本支店の組織

井上本家

井上家親族

阿波国 小松島浦(現小松島市)

藍仕入れ

土佐売り(藍その他)

質店

貸金

南方米(地主経営)

辰巳新田

讃岐売場(藍その他)等

乙未 安政二年正月吉日

本家勘定帳

本家勘定帳(井上本家) 安政2年正月

江戸店

米店

江戸小網町(現日本橋小網町)

米穀
下り米・油・塩・地廻り米

丙午 安政三年三月吉

穀方銘細勘定帳

穀方銘細勘定帳(江戸米店) 安政3年3月

深店

江戸深川堀江町(現永代橋)

江戸藍売り
その他

乙未 安政二年三月吉

江戸店大勘定帳銘細写

江戸店大勘定帳銘細写(江戸店) 安政2年3月

沼津本店

沼津は伊豆半島の西の付け根にあり、東海道の宿場と天然の良港が結節する場所であり、交通の要衝であった。鹿島屋は初代からこの場所を拠点としており、阿波で商売をしない鹿島屋の商売上の中心地であった。

沼津店は、沼津城下大手門に続く町屋で東海道の沼津宿の中心であった上土町にあり、往時は狩野川を行き交う水運と宿場が直結する大きな宿場であったことが忍ばれる。

しかし、この沼津の店も三代の時には火事、安政二年の地震の時にも火災に遭いほとんどの資料を焼いてしまっている状況である。実際には本店勘定帳のような東での鹿島屋の状況を知ることが可能であったのではないかと思われる。本家分江戸店分の大勘定帳が残っているだけに残念である。

沼津本店の出店として、東に青島店、西に三島店が設けられたのは四代の時である。青島は東海道吉原宿の近く東海道沿いにある村で現在の富士市にあたり、鹿島屋の商圏である遠江への出口にあたる。三島は伊豆三島宿で沼津宿のとなりであり、相模さらには江戸へとつながる場所にある。

商業の内容についてを知る手がかりは少ないが、文化四年の「本店有物等惣都帳」によれば、藍玉・質・米穀・塩・味噌・諸色を扱っており、相当広範囲の商品を扱っていたことがわかる。また阿波に関係する藍・塩、江戸店にかかわる米穀などをかなり早くから扱っていたことを知ることができる。商圏については、甲州(甲斐)・浦賀(相州)・青店(青島)・地廻り(近辺の意味か)・相州(相模)・伊豆・遠州(遠江)・城内(沼津城内のことか)・郡内(甲斐)に分けている。これらを見ると、家記等に見られる商圏はほとんどカバーされていることがわかる。

安政二年の「本家勘定帳」によれば、登らせ金は約八千両、同年の江戸店の「江戸店大勘定帳」をみると江戸店に浮預金として出された金銭は約一万二千両に達している。この一万二千両は、一度に拠出

されたものであるかどうかは不明だが、沼津店が本店として大きな役割を果たしていたことの一端がわかるだろう。

残念ながら沼津本店の全体の商売についてつかめるような帳簿は残っていないが、明治元年の青島店の「青店勘定帳」が一冊だけ残っているので見てみよう。

これを見ると、貸し金・質物である有り物の多さと、利息による商売が中心であり、このほかには米穀以外の商品を扱っていないことになっている。藍その他の商品については、本店が直接管理していたという事なのだろうか。それにしても、一万四千両を越える貸し金の管理を小兵衛を中心にした五人でまかなわれていたのである。

三島店についても資料は少ないが、明治五年の「金銀荷物御状通」という帳簿を見ると、飛脚問屋を営んでいたことがわかり、陸上流通にも関わっていたことが考えられる。

青店勘定帳

費目	金	銀
有り物	14,299兩 3分	7兩 2分 4厘
質方利足	750兩 2分	5兩 9分 1厘
貸金利足	33兩	6兩 3分 6厘
穀方徳金	2兩	6兩 4分 3厘



現在の沼津上ヶ土町 狩野川沿い



相州(神奈川県)の紺屋が鹿島屋に出した紺屋株証文

小松島本家

井上家にとって阿波小松島は創業以来の土地であり、一族の住む根拠地であった。しかし安政元年の地震による火事で鹿島屋を含めた小松島の町全体が焼けてしまい、このときほとんどの書類が失われその概要を知ることができない。

地震後、安政二年の「本家勘定帳」から本家の機能を読みとってみよう。別表・収入の部での有り物は、土地などの資産を含まない、貸し出されている金銭の残額となっている。利息は貸し出された金銭から取ることのできた利息、加地子は、土地を貸して得られた小作料、登らせ金は沼津や江戸の店から送られてきた金銭である。土州方は、土佐店での収入である。別表・支出の部を見ると小松島本家での年間支出の傾向をほぼつかむことができる。この年は従業員の食糧を含めた店の運営費や給金などの一般的な出費に加え、前年に来航したペリーの米國艦隊のため江戸警護を命じられた徳島藩に対するの献金や、同じく前年に起こった安政の大地震での火事によって店の普請や辰巳新田の入用が多くなっていることがわかる。

小松島本家 収入の部

費目	金	銀
有り物	12,658兩	11兩 4分 5厘
利息	231兩 1分 2厘	6兩 8分
加地子	334兩 3分	10兩 6分 3厘
登らせ金	7,975兩 2分 3厘	16兩 5分 2厘
土州方	99兩 2厘	2兩 2分 5厘
合計	21,298兩 3分 3厘	47兩 6分 5厘
	21,299兩 1分	25兩 3分 4厘

※換算率…金：1兩=銀：71兩 3分 [金：1分 1厘=銀：22兩 3分 1厘]

小松島本家 支出の部

費目	金	銀	
一般支出	小払い	70兩 2分	3兩 7分 6厘
	進物	86兩 2分 2厘	5兩 3分 6厘
	炭薪	14兩 1分	3兩 3分 7厘
	飯米味噌醤油	127兩 3分	1兩 5分 3厘
	八百物	43兩 2分 2厘	7兩 6分 2厘
	酒魚	39兩 3分	2兩 2厘
	油紙具	33兩 1厘	3兩 9分 4厘
	道葉	76兩 2分 2厘	6兩 8分 3厘
	仕着せ(制服)	31兩 2厘	1分 5厘
	日雇賃	5兩 3分	1兩 9分 8厘
		46兩 1分	1兩 9分 5厘
小計	575兩 1分 1厘	38兩 5分 1厘	
	575兩 3分	8兩 1分 7厘	
特別支出 臨時金含	普請	165兩	
	異国船献上金	500兩	
	大地震類焼	296兩	3兩 2分 9厘
	その他	174兩 1分	17兩 5分 6厘
小計	1,135兩 2分	3兩	
給金	主人以下20名分	419兩	108兩 6分 5厘
	前貸し5名分	30兩 2分	23兩 1分 6厘
	小計	449兩 2分	131兩 8分 1厘
講	頼母子講	117兩 2分	6兩 4分 5厘
田地	買い入れ	168兩 3分 2厘	12兩
	辰巳新田入用	260兩 1分 1厘	6兩 5分 6厘
	豊益新田入用	5兩 2分 2厘	3兩 8分 8厘
	小計	434兩 3分 1厘	22兩 4分 4厘
藍仕入れ入用	藍玉春仕入れ(461本)	1,127兩 3分	4兩 8分 4厘
	俵巻き直し代(直り460本)	28兩 1分	14兩 7分 2厘
	縄・筵代	27兩	2兩 1分
	巻き直し業者歳暮	6兩 3分	10兩 1分 5厘
	藍玉新分仕入れ(1,928本)	4,060兩 2厘	54兩 1分
	俵巻き直し代(直り2000本)	101兩 2分	12兩 7分 1厘
	船代(撫養廻り)	2兩 2分	16兩 5分 3厘
	船講	1兩	5厘
	止宿料	5兩	
	荷積み	1兩 1分	
	宅兵衛出張費	126兩 2分	9兩 1分 1厘
藍方厘掛(2,460本)	36兩	9分 1厘	
小計	5,523兩 2分 2厘	130兩 1分 9厘	
支出総計	8,240兩 1分 3厘	301兩 8分	
	8,244兩 2分	11兩 2分	
来年繰越有り物	13,054兩 3分	14兩 3分 4厘	

※換算率…金：1兩=銀：69兩 3分 [金：1分 3厘=銀：30兩 3分 4厘]

また、小松島本家の役割の多くは阿波藍の仕入れだったことがわかる。この年は年間で約五百両を投じて二四六〇本を買い入れていた。これを他国で売りさばき、登らせ金として約八千両あまりを受け取っているのである。

収支の均衡を見ると、有り物を除けばほぼ均衡がとれていることがわかる。特別の出費がなければ、かなり余裕があったといえるのではないだろうか。

最後に有り物の中身であるが、このほとんどは貸し金である、徳島藩の武家・近隣の商人・寺社などが書き連ねてあり利子をとって運用していたことがわかる。

この中には、産物方(丹宇谷産物方)・藍方・那賀郡など徳島藩の行政に関わる調達金が記されており、総計で二、三百両に登っている。これらはいわゆる不良債権であり、武家の貸し金などともに鹿島屋の経営を圧迫するものになったと思われる。

本家の機能は、土佐売りを除き藍の仕入れ以外の機能を果たさず、家法を守って阿波での商売を行っていることがわかる。



阿波で使われていた質札

藍と鹿島屋

鹿島屋井上家は初代甚右衛門の代から藍を扱っていた藍商でもあった。寛文年間には、沼津に染店(藍染め)を開いた。この寛文年中とは、「阿波藍沿革史」によれば関東売り・大坂売りの出店があった次期であり、これと同じくして沼津出店を果たしたといっただろう。

その後出店した沼津を中心に、相模・伊豆・駿河・甲斐・信濃・遠江の六ヶ国を中心に商圏を形成していった。この売場は、正徳年間以降問屋ができた関東売りの商圏である関東七ヶ国(相模を含まない関東地域)に含まれない地域であり、宝永二年の御触れによれば自由に販売できる振売り・灘売り(直売り)の地域とされている。その後鹿島屋は中国・九州に商圏を広げていったようだがこれも藍を中心にしたものと考えられる。

四代甚右衛門の時衰退した家を立て直すきっかけとなったのも染店(藍店)であった。このときまでに相模以下六ヶ国に強い地盤が作り上げられていたものと思われる。四代甚右衛門は、江戸・土佐・淡路へと販路を広げていくことになるが、これも藍との関わりが無かったとはいえないだろう。そのころ関東での藍の販売は、直売り商人と旧来の問屋売りの間で争いとなり、享保一六年に直売り商人達の勝利となり、三六人の売場株が設定されて直売り中心の体制になっていたが鹿島屋はそこに属さず、振売りの自由な販売を守っていた。

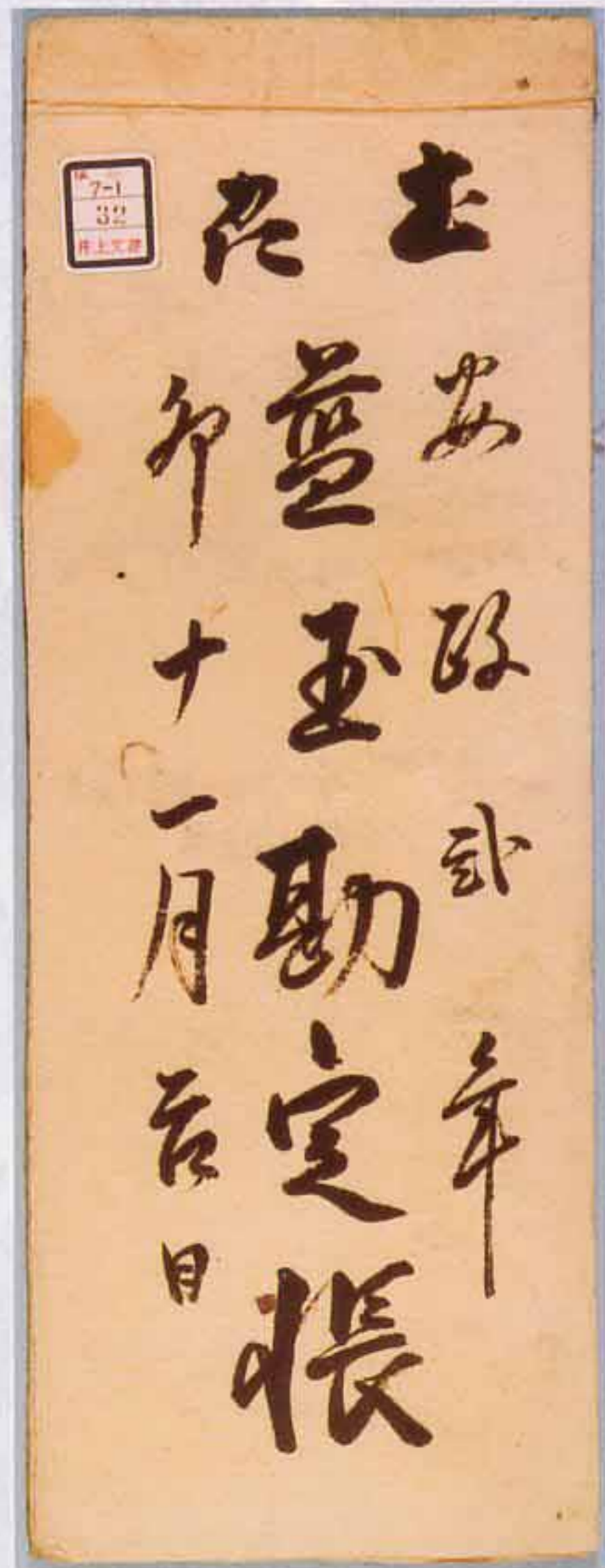
五代甚右衛門の代になってすぐ井上家は関東売りに加盟することになる。直売

り三六名の中で空き株となっていた藍屋直四郎の株に板東兵次郎・米屋清市郎・山住利右衛門とともに四人で一株を持つという形で加盟する。ここで井上家に割り当てられた年間の藍販売数は百本(表)にしか過ぎないが、他の商人株の不足分を埋めるような仕事はかなり行っていたようである。その後文化六年には新しくできた伊勢・尾張売りを中心としながら鹿島屋の商圏と重なる勢尾売り株六〇名のなかにも加盟することになり、さらに同年には藩の藍方御用利役にもなる。振り売りの形で商売を続けてきた鹿島屋は、次々と藩の体制に組み込まれることになる。幕末には、関東売りの武市欽太郎から武市増助株を売場ごと四千七百両で購入することになったり、沼津を中心にした商圏を、関東売りの別株という名で元々相州以西を含まなかった関東売り株仲間に取り込まれる形になっている。

安政二年の「本家勘定帳」の中で井上家が仕入れた藍玉は、合計二、四六〇本諸経費を含めて五千五百両である。これらの販売は、土佐売りや関東売り(江戸売り)なども少量あったが、ほとんどは沼津を中心にした地域で販売されたものと思われる。鹿島屋は、地方の染店経営者に対して株を発行し、藍がめ等の道具類を貸して商売を営ませ、その店への原材料の納入を引き受けるという現在のチェーン店方式のようなことを行っていた。この染め店株の方式によって強固な商圏を作り上げていたのであろう。



井上甚右衛門(5代)昌明 絵像



土州藍玉勘定帳 安政2年11月
土佐売りの藍玉販売帳

江戸店

鹿島屋が江戸に出店した時期は四代甚右衛門の頃とされている。そのころ江戸のふたつの店では藍と塩を扱っていたとされているが、大阪の米相場との関係や後に下り米問屋となり米穀を扱う経緯もあり詳しくはわからない。

江戸といっても藍を中心扱っていたようである深川店(深店)浜町店(浜店)と、米を中心に扱っていた小網町店(米店)があった。深川黒江町店は、現在の永代二丁目付近になり、大川(隅田川)の右岸で大島川西支川を入ったところであり、流通には絶好の位置にあった。しかし往時を忍べるものは萬徳院というお寺が残されているのみである。小網町店は、現在の日本橋小網町にあり、日本橋川を挟んだ対岸は兜町で東京証券取引所を中心に証券会社の本社などが建ち並んでおり、当時の面影はほとんどない。深川店の対岸大川の左岸になるがやはり支流の日本橋川に沿う流通には絶好の位置にあったのである。また両店とも鉄砲洲にあった蜂須賀家の中屋敷とも近く、関係が予想される。

この三店は、安政二年の「江戸店大勘定帳」一冊で取り扱われている。本店と同じように内容を表1で見ると、江戸店での有り物は土地・諸株代金を含むものになっているが、貸し金は利金等を見ても本店より格段に多い。穀方徳金は、米穀売買での徳金、店賃は店を貸している分の賃金である。これを見ると貸し金による利息収入が圧倒的に多いことがわかる。

これに対して江戸店がかかった入用は

表1 江戸店 収入の部

費目	金	銀
江戸店有り物	23,557兩	1匁
利金	2,683兩	11匁 2分 8厘
穀方徳金	728兩	6匁 6分 8厘
新堀浜町深川店賃	20兩 2分	6匁 2分 7厘
駄賃徳	3兩	4匁 7分 8厘
総計	26,992兩	1匁

表2 有り物所有状況

費目	金	銀
穀問屋株	15兩	5匁 7分 5厘
油問屋株	156兩 2分	13匁 7分 9厘
油仲間株	53兩 2分	8匁 5分 7厘
新堀地面	1,777兩	8匁 5分 7厘
浜町地面	245兩	9匁 2分 3厘
紀州扶持株	2,000兩	
深川黒江町蔵地	2,434兩 3分	10匁 3分 8厘
御用金	100兩	

少ない。これは、米方徳金よりも少ない数字である。これに比べて有り物としての株・土地の所有状況を表2で見みると、商売関係では、穀問屋・油問屋の株を持っており、江戸店では米穀・油を中心に商売を行っていたことがわかる。また紀州扶持株二千兩は何に使われていた物なのか注目に値する。油問屋株についてもどのように使用されていたかわからない。

株・地面以外の有り物の中身のほとんどは、貸し金であるがそのうち最大の貸付先は、岩城平藩(福島県平市)の安藤家である。その貸し金は安藤家の御用達商人等も加えると一九、六八七兩に達している。これは株・地面を含めた総有り物四六、六五七兩の四二パーセントを占める。安政二年当時の安藤家の当主は後の外国掛老中で、井伊直弼が桜田門外の変

で倒れたのち幕閣の中心のひとりとなる安藤信正である。信正は、公武合体を押し進め和宮降下を成功させた人物として知られ、文久二年(一八六二)坂下門外の変で尊攘派の水戸藩浪士に襲われ老中を辞するまで中樞にあった人である。安政二年ころ信正はまだ寺社奉行であったが、井上家と早くから深い関係にあったと言えらるだろう。

江戸店の商売の中心とされる米商売はどのような状況かといえは、仕入れが七、一七八兩に対して経費を引いた取り立て高が五、一一二兩、米の現物があるのが二、四〇四兩一分、売り掛け金で取れない分が三八五兩二分有り、実際の徳金は七二八兩のみとなっている。ここでも仕入れ米の内五、三四〇兩と七四パーセントは岩城平藩安藤家の米であった。



東京都品川区東大井 来福寺
弘法大師一千御忌塔 鹿嶋屋甚太郎の名がある

現在の東京日本橋小網町 日本橋川沿い

展示資料目録

番号	標 題	年 代	資料番号
壁面ケースA 井上家			
1	井上甚右衛門(4代)絵像		井上家文書
2	井上甚右衛門(5代)絵像		々
3	家格諸事取締條目	天保9年(1838)	イノウ8753
4	家風並家法掟書	安政6年(1859)	イノウ8752
5	極大切渡世用密談	嘉永6年(1853)	イノウ4979
壁面ケースB 小松島本店			
6	当浦町方絵図(小松島)	慶應元年(1865)	イノウ4276
7	小松島浦井上屋敷図		イノウ4161
8	本家勘定帳	安政2年(1855)	イノウ5672
9	金銭出入帳	安政2年(1855)	イノウ5786
10	質方勘定帳	明治元年(1868)	イノウ5629
展示ケースA 帳簿と判			
11	青店勘定帳	明治元年(1868)	イノウ7216
12	印鑑類		
展示ケースB 江戸店			
13	江戸店大勘定帳	安政2年(1855)	イノウ5683
14	穀方銘細勘定帳	安政3年(1856)	イノウ5650
15	東京両店取締規則	明治2年(1869)	イノウ5147
展示ケースC 藍商売			
16	藍売帳	安政元年(1854)	イノウ5809
17	仕渡申約束書物之事	慶應3年(1867)	イノウ1601
18	藍仲間株式再興願	嘉永5年(1852)	イノウ7102
展示ケースD 土州売			
19	土佐売組合規則	明治9年(1876)	イノウ1876
20	土州藍玉勘定帳	安政元年(1854)	イノウ5655
21	土州売塗物仲間株		イノウ2657

※期間中展示資料を一部入れ替えることがあります。

この原稿を作成するに当たって、徳島県史料第二巻「阿府志」、西野嘉右衛門著「阿波藍沿革志」などを参考にした。

また、今回取り上げた史料は膨大な井上家文書の一部であり、そのすべての商圏や商組織を明らかにすることはできていないこととお断りしておく。井上家の商業活動は、幅が広く特に江戸や沼津といった阿波以外での多様な活動がある。その全貌をつかむのは、阿波商人を語る上でも大きな課題といえよう。

第十三回 企画展

阿波商人鹿島屋

—小松島・井上家文書より—

平成八年十月二十九日 発行

編集・発行 徳島県立文書館

〒770 徳島市八万町向寺山
電話 〇八八六(六八)三七〇〇

印刷 原田印刷出版株式会社

〒770 徳島市西大工町四ノ五
電話 〇八八六(二二)三三五六